

注意点と各問い合わせ先 確定申告をスムーズに行うために

注意点

◎申告に必要な書類などに不備がある場合、来場日に申告を受け付けられない場合がありますので注意してください。
◎書類の再発行などが必要な場合は、早めに準備してください。

問い合わせ先

■給与の源泉徴収票
：支払いを受けた勤務先
■公的年金（厚生年金・国民年金）の源泉徴収票、国民年金保険料控除

除証明書

：倉敷東年金事務所（☎086-423-6150）
■公的年金（共済年金、企業年金、年金基金など）の源泉徴収票など
：各年金保険者
■生命保険契約などによる個人年金の支払証明書
：支払いを受けている保険会社など

■市の国民健康保険税納税額
：市役所税務課（☎8234）
■障害者控除対象者認定書
：市役所福祉課（☎8264）

ここが変わりました 所得税、市・県民税平成25年度からの主な改正点

生命保険料控除

平成22年度の税制改正により、平成24年分以後の生命保険料控除が次のとおり改正されました。
■平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）に係る控除
従来的一般生命保険料控除と個人年金生命保険料控除に加え、介護医療保険料控除が新設されました。それに伴い、各保険料控除の適用限度額が、現行の5万円（市県民税3万5000円）から4万円（市県民税2万8000円）に、適用限度額合計が、10万円から12万円に変更にな

りました。（市県民税の適用限度額合計は7万円に変更ありません）
■平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）に係る控除
控除の計算と控除額は従前のおりです。（適用限度額 所得税5万円 市県民税3万5000円）
■新契約と旧契約の双方に加入している場合の控除
それぞれの計算（新契約は新契約の計算・旧契約は従前の計算）をした金額の合計額（適用限度額 所得税4万円 市県民税2万8000円、適用限度額合計 所得税12万円、市県民税7万円）となります。

小児医療費適正化推進本部発足へ

無料化制度の危機

医療費のムダ遣いをなくしましょう

市が、子育てにかかる経済的な負担の軽減と子どもの健康維持に役立てようと実施している小児医療費無料化制度。保護者が医療機関で支払う自己負担分の医療費を市が全額負担する制度です。

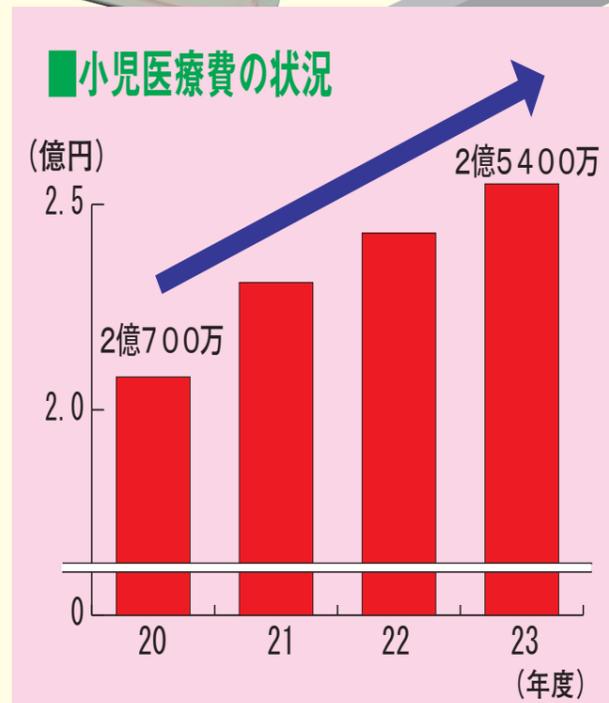
この小児医療費が平成20年度以降、年々増加しています。今後もこのペースで増え続けると、市の財政運営に大きな影響を及ぼし、この制度を継続していくことが難しくなります。

を改善するため、「小児医療費適正化推進本部」を設置し、適正受診による小児医療費の抑制策を検討していくことになりました。

病気が重症化しないため、早期発見・早期治療のために受診は大切です。いつまでも安心して医療が受けられるよう、あらためて医療機関への適正受診や健康問題を真剣に考え、医療費のムダ遣いをなくしていきましょう。

実践しよう！ ムダをなくす5つのポイント

- 1はしご受診をやめよう**
同じ病気で複数の医療機関を受診する「はしご受診」をやめましょう。
- 2おくすり手帳を活用しよう**
はしご受診による薬の副作用を防ぐため、「おくすり手帳」を活用しましょう。
- 3小児救急医療電話相談を利用しよう**
夜間・休日に子どもの急な病気が心配になったら、「小児救急医療電話相談（#8000）」を利用してみましょう。
- 4予防接種をしよう**
感染症から子どもを守るとともに、かかった場合も軽症ですみます。
- 5風邪やインフルエンザ予防をしよう**
 - 外から帰ったら、手洗い・うがいをしましょう。
 - 人ごみを避けましょう。
 - 外出時はマスクを着用しましょう。
 - 十分な睡眠、バランスの良い食事などに気を付けて、抵抗力をつけましょう。
 - 室内では加湿器を使うなど、適度な湿度を保ちましょう。



国税庁ホームページや「申告の手引き」を参考に書こう



申告期間中は申告会場が混雑するため、皆さんに長時間お待ちいただくことが多くなっています。スムーズに申告を済ませるためにも、「申告の手引き」などを参考に、自主記載をお願いします。なお、申告書は郵送で提出することもできます。

申告相談についての問い合わせ
倉敷税務署
☎086-422-1201
税務課市民税係
☎92-8234

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で
画面の案内にしたがって金額や必要事項を入力すれば、所得や税額などが自動計算され、確定申告書を作成することができます。ネットが書面のいずれかで提出を。

ネットで申告
e-Tax も便利!
www.nta.go.jp
国税庁 で 検索

所得税の確定申告・納期限は、3月15日(金)まで